

Title	中産階級政策 (其一)
Sub Title	
Author	堀切, 善兵衛
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.6 (1915. 6) ,p.618(22)- 627(31)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150601-0022

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中産階級政策 (其二)

堀切善兵衛

茲に所謂中産階級政策とは獨逸語のミツタルスタンズボリタイクの意味にして一國民中の貴族富豪等の上流社會と勞働者其他の下層階級とを除外し其中間に屬する一切の人々の幸福を増進せしめ其衰滅を防遏せんとする政府の施設計畫を總稱するものなり

然りと雖も嚴格に中産階級の内容を限定するは極めて困難の事に屬す何となれば各國間社會の進歩と經濟發達の程度とを異にするが故或國にては立派に中産階級と目せらるゝ人々の生活状態も他國に於ては或は下層階級の部に入ること有る可く或は却て上流社會に屬せしめて可なることも有る可ければなり例へば我國に於て一年五六百圓の收入ある官吏は先以て中産社會に入る可きものなりと雖も合衆國に至らば一年二三三百弗の收入に過ぎざる者は貧民階級に編入せらる可きこと疑なく又我國勞働者の生活程度は朝鮮人に比較せば優に中等階級の部に屬す可く我中産階級中の上の部に屬する者は彼地のの上流階級に比して多く遜色なき生活を爲しつゝあるや明かなる可しされば國際的に觀察せば中産階級たりや否やの標準は之を其資産若くは收入の上に求むる能はざるや疑を容れざる可し。

更らに之を國內各階級の關係に就て見るも普通勞働者の如きは下層社會に編入せらると雖も其或者は中等社會の地位を占むる官吏小農等より必ずしも其收入少なしと云ふ可らず又上流社會の屬する華族輩の中にも資産收入の殆んど云ふに足らざるもの少なからず即ち彼等の中には上流階級は愚か中流にも將た下層にも落つ可きもの稀ならざる次第なれば決して身分若くは地位等を唯一の標準として上中下の區別を判然たらしむること能はざるなりされば一方に於ては財産及收入關係と他方に於ては身分及地位とを參酌し以て大體に於て中産階級の如何なるものなるかを了解するの外なきなり。

吾人は此意味に於て一般に貴族なるものを中産階級中より除外して殆んど何

等の差支なしと信ず、次に一國內にて富豪と目せらる可き輩も其農工商孰れの業に従事するを問はず總て之を除外し更らに他の一方に於ては勞働者、小作人其他所謂貧民を除外し其殘餘は之を中産階級と稱して大過なしと信ずるものなり斯の如く解釋せば中産階級とは大要左の如きものなることを推知す可し。

(一)中小農、(二)獨立の手工業者、(三)中小商工業者、(四)官吏、(五)自由職業の従事する者、(六)所謂月給取り、

以上の中(六)月給取りの名稱は元と俗語に外ならざれども月給取り中には勞働者を含まざること明白なるのみならず一方に於ては高級官吏又は雇人にして其俸酬を年額を以て計算するの常なる人々を除外するが故モデレートの勤勞所得に依りて衣食する階級の大部分を指示するに極めて適當なる名稱なりと信ず、而して英米諸國に於ても勞銀とは普通一週間毎に或は一日毎に支給せらるるものを指し月給若くは年俸に依るものを稱して俸給サラリと云ふの常なるが故月給を受くる者を中産階級と云ひ月拂以下の標準に依りて勞務に對する報酬を受くる者を稱して勞働者と云ふは最も適當なりと信ずるものなり。さりながら同じく月給取

り中にて最も最下級の小官吏但しは毎月十圓内外の月給に依りて衣食する者は我國の平均勞働者の收入に比して多額なりと云ふを得ず。從て此等は寧ろ小民中に含ましむ可きものにして中産社會なりと云ふを得ざる可し。之と同時に等しく月給取りと稱するもの、大會社等の重役高級雇人の如きは上流社會に出入するは勿論寧ろ上流社會の中堅を形成するものなれば是等も亦除外せざる可らず。從て所謂月給取りの中央に位するもの、み吾人研究の範圍に屬せしめざる可らざるなり。

古來中産階級は一國の最も健全なる分子として認められ其盛衰榮枯は國運の消長にも至大の關係を有すること何人も疑はざる所なり。然るに近世に至り大規模生産の各方面に勃興し來るや貧富の懸隔漸く甚しきに至り從來中流階級に屬したりしものも一部は多大の産を爲して上流社會に投じたれども他の一部にして殊に其大部分は獨立の地位を失ひて勞働者小作人但しは小月給取りの類に陥りたる者多し。故に産業の革新と共に中流階級は上下孰れかの一方面に吸收せられて漸次社會に於ける其地位と其比例とを失はんとする傾向有るに至れり。然る

に此等の富豪就中世に所謂成り金輩の如きは輕佻浮華奢侈逸樂を事とし社會の健全なる發達を期する上より見て寧ろ排斥するを至當とするもの少なからず。然も一方の細民勞働者輩に至りては無智昧なる者多く今日有るを知りて明日あるを知らず、徒らに心身を勞して僅かに其日々の生活を維持する有るのみ、到底其子孫に對し遺憾なき扶養を爲し教育を授くるが如きこと不可能なれば其數に於てこそ一廉の多數なれ以て一國の中堅と見做す可きに非ず、即ち如何なる國家と雖も中産階級に依頼して敢て重きに任せしむる所以なり、されば彼等の數の俄かに減少する傾向あるが如きは決して喜ぶ可き状態にあらざるなり、從て此等中産階級の保護を計り苟くも政治上及經濟上に於て他の階級に迷惑を及さず、同時に社會全般の發達進歩を沮害せざる限りは一國政府が適當なる中産階級政策を實行するは極めて肝要なりと云はざるを得ず、殊に上層階級は自ら護らんが爲めに幾多の手段と機關とを有し其勢力も亦牢平として、抜く可らざるもの有るの常なり。又一方下層社會は世間の同情を得ること容易にして從て社會政策の如き近世文明諸國に於て争つて考究實施せられ或は租稅制度の上に或は工場法の規定に依

り或は養老年金失業保險法等の制定に依りて夫れ利益に浴しつゝ有る次第なれども吾人の所謂中産階級に至りては比較的其得る所少なくして却つて失ふ所多大なるが如き觀無きに非ず、例へば勞働保險は主として勞働者の利益を目的とするや言を俟たざる次第なるが其掛け金の一部は雇主に於て之を負擔せざる可らず、而して其雇主中には會社銀行等も有る可く或は大なる富豪地主等も存すること明白なりと雖も然も此等雇主の多數は寧ろ中産階級に屬するの常なり、而して彼等は其僕婢に對し從來支拂ひ來りたる勞銀に加へて此保險料の一部を納附せざる可らざるが故事實勞銀の騰貴を來したると同一の結果を見たるものなり。然も此等保險法の規定に依れば一定收入以下の勞働者のみ保護するを目的とするが故雇主彼れ自身が他人の雇人たる場合に於ても自らは此保險の利益に浴すること能はざるや言を俟たざる所なり。

斯るが故に彼のロイド・ジャウズの勞働保險法實施せらるゝや英國の下層社會は大に之を歡迎したれども中産階級に於ては却て之を非難攻撃するもの有る決して無理からぬ所なりと云ふ可し。元來中産階級に屬するものは孰れも相當の教

育あるを常とし又社會に於て一廉の身分を有するが故其収入の増加せざるに獨り人口のみ増加するに至るは其生活上將た其身分地位を保つ上より見て頗る困難とする所なるを以て自然晩婚の弊に陥り爲めに人口の増加率も下層社會に比して少なきは云ふまでもなき所なり然も此等の中流階級は彼等の間に共通なる一定の文化の程度に到達せんが爲めには過去累代の間知らず識らずに習得したる素養を要したること少なからざるは勿論にして下層階級の者が一躍して國家の中樞たる智識の程度、犠牲の感念、品性の陶冶、高尚優雅の思想等は到底得て望むこと困難なりと稱せざるを得ず千百人中には一二拔群の除外例無きに非らざる可しと雖も苟くも進化論と遺傳の學說とが其根柢を覆されざる以上は中産階級は下層社會に比較的缺如たる物質上若くは精神上により進歩したる何物かを有す可しとの事實は之を否定すること能はざる可し、即ち吾人が特殊狀態の下に於ては下層社會の生活の上進と其幸福とを主眼とする社會政策其物よりも中産階級政策の必要なるを感ずる所以なり。

果して然らば中産階級政策の生眼とす可き點は孰れに存するやと云ふに先づ

一方に於ては上層社會即ち貴族富豪等が其勢力を利用して政治上及經濟上より中産階級を壓迫することを防遏せざる可らざると同時に他の一方に於ては下層社會が其頭數を政治上に利用して自己の利害にのみ熱中するの餘り他の階級に對し適當なる割合以外に其負擔を分擔せしめんとするを防がざる可らず、此危険は我國の如く議院政治の尙ほ幼稚なる國に於ては殆んど何等憂ふ可きもの有らずと雖も歐米先進國に至りては議會の意志に依りて何事をも成さざる所なく、其議員は普通撰舉制に依りて撰出せらるゝ事故、全國民中に比較的多數を占むる第三階級は從て多數の代表者を議會に送り其勢力決して侮る可らざるものあり、殊に獨逸の如く小數黨分立對峙する國に在りては其集散離合は主として政費負擔の點に懸り、各黨互に自ら其負擔を免れて他黨に之を轉嫁せしめんと計る場合に於ては第三階級の爲めに第二階級が苦めらるゝの事實なしと云ふ可らず、例へば政府に於て新財源を見出さんとするに際し之を消費税に求めんか、主として苦痛を感ずる者は其収入比較的少なるに拘らず他の階級と同一割合に於て之を負擔せざる可らざる勞働者なる可く、若し之を財産税所得税等に求めんか主として其

影響を蒙るものは上層社會及び中産階級なる可し、故に各階級は互に自己の負擔たらしめず他に之を移さんと務むるや知る可きのみ。されば政府當局者たるものは各種階級の負擔を詳細に調査研究して以て偏重偏輕の事實なからしめんことを期せざる可らず、斯の如きは敢て中産階級政策として特に指摘す可き所にものに非らずと雖も唯消極的に其利益の不當に侵害せらるゝを防止するは此政策の第一歩なりと云はざるを得ざるなり。

果して然らば積極的中産階級政策とは如何なるものなりと云ふに農工商其他各種の方面に渡り各國に於て研究實施せられつゝ有るもの少なからず、然も至る所農民は中産階級の重要部分を形作る有様なるが故之に對する政策の相當に備はらざるは少なきなり、即ち農産物の販賣市場の設置、其運搬の便宜を講ずるが如き、信用組合、購買組合等の組織を獎勵するが如き、農家子弟の實際的教育を普及せしむるが如き、但しは小農保護の制度を始むるが如き、何れも皆此政策の發現と認め可きものなり、彼の英國の如き從來殆んど農業を簡却し來りしかば小農は漸次其數を減じ土地の兼併盛に行はれ貴族大地主等は徒らに廣大なる地面を占有し

て其狩獵若くは遊戯場たらしむるものあり、或は例のアブセンチズムとなりて小農は大地主の小作人と變じ或は流離困憊して海外に遁逃する者著しかりしより流石の英國に於てさへ近時漸く上下の注意を促し Agricultural Holding act. State aided purchase. Land Improvement act 等相次で實施せらるゝに至り孰れも小農の保護を其目的と爲したるが如き又以て中産社會政策の一端と見做す可きなり。